

## 休業要請に協力していただいた事業者に協力金を支給します

東伊豆町においても感染拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）となる接客を伴う飲食店等への外出を控えていただくことが必要であると考え、飲食店等の事業者の皆様にも、夜間営業を自粛していただくよう要請し協力金を支給します。

### 休業要請対象者

- 夜間営業しているスナック、バー、居酒屋などの飲食店  
但し、施設（宿泊施設・遊戯施設等）内での飲食を提供する場所は除く。
- 日中から引き続き午後7時以降の営業を、午後6時までの時間短縮営業に協力していただける飲食店等。  
但し、デリバリー・テイクアウトは除く。

### 協力金給付対象者

- ①町内で営業している事業者。
- ②自粛解除後も引き続き営業をしていただける事業者。
- ③町税に滞納が無いこと。（令和元年12月末日までの納期の到来したもの）  
但し、納付計画等を行っている場合は給付可。

### 休業要請対象期間及び時間帯

令和2年4月25日（土）から5月6日（水）まで  
午後6時以降の営業

### 協力金の額

200,000円

～ お問い合わせ先 東伊豆町観光商工課（0557-95-6301） ～